



福岡県医発第 99 号（地）
令和 3 年 4 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

難病の患者に対する医療費助成制度における指定医療機関の取扱い変更に関する
リーフレットの送付及び指定医療機関の申請手続の周知について

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より、標記の件について連絡がありました。
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 条）に基づく指定難病において、令和 3 年 4 月 1 日以降、福岡県の発行する特定医療費（指定難病）受給者証については、指定医療機関名の記載を廃止し、受給者は指定医療機関であればどこでも特定医療（難病公費対象の医療）を受けられるようにしたとのことです。本取扱い変更については、福岡県が指定する難病指定医療機関に同課より直接、別添のリーフレットがお送りされているとのことです。

ただし、難病指定医療機関の申請をしていない医療機関における診療については、従前どおり、難病公費対象外となることから、本件は、指定医療機関の申請手続（下記 URL 参照）について周知を依頼するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご質問等がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

○令和 3 年 4 月 1 日からの取扱い変更に関するご案内

（福岡県難病医療費トップページ）

- ・ 県ホームページアドレス

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nanbyou270101.html>

○難病医療費助成制度における指定医療機関の申請手続

- ・ 県ホームページアドレス

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteiiryoku.html>

以上

問合せ先

福岡県保健医療介護部

がん感染症疾病対策課 難病等助成係 安東

TEL : 092-643-3267 FAX : 092-643-3331

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)



難病の患者に対する医療費助成制度における指定医療機関の取扱い変更に関するリーフレットの送付及び指定医療機関の申請手続の周知について

本県の難病対策の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく指定難病について、令和 3 年 4 月 1 日以降、福岡県の発行する特定医療費（指定難病）受給者証については、指定医療機関名の記載を廃止し、受給者は指定医療機関であればどこでも特定医療（難病公費対象の医療）を受けられることとします。

この取扱い変更について、福岡県が指定する難病指定医療機関に宛てて、別添のリーフレットを送付していますので、参考にお送りいたします。

ただし、従前どおり、難病指定医療機関の申請をしていない医療機関における診療については難病公費対象外となりますので、指定医療機関の申請手続につきまして、貴会員へ周知をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この取扱い変更や申請手続につきましては、以下のホームページに掲載されておりますので、申し添えます。

- 令和 3 年 4 月 1 日からの取扱い変更に関するご案内
(福岡県難病医療費トップページ)

- ・ 県ホームページアドレス

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nanbyou270101.html>

- 難病医療費助成制度における指定医療機関の申請手続

- ・ 県ホームページアドレス

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteiiryoku.html>

【連絡先】

福岡県保健医療介護部

がん感染症疾病対策課 難病等助成係 安東

TEL092-643-3267 FAX092-643-3331

令和3年4月1日から

現在お持ちの受給者証に記載のない「指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）」においても、受給者証を使用できるようになります。

～注意事項～

● 令和3年4月1日以降は、指定医療機関の追加・変更に係る手続きが不要になります。

- ① 受給者証の利用方法については、これまでと変更はありません。
※氏名・住所・保険等の変更はこれまでと同様に窓口で手続きが必要です。
- ② 指定医療機関以外の医療機関では医療費助成の対象になりません（これまでと同様）。
※指定医療機関であっても、承認された病名に関係がない治療等は医療費助成の対象となりません。
- ③ 令和3年3月31日診療分までは、これまでと同様、申請した指定医療機関での診療分のみを医療費助成の対象とします。
- ④ **各都道府県または政令指定都市が指定した難病指定医療機関**であれば受給者証を使用でき、医療費の助成を受けることができます。
- ⑤ 受給者証の取り扱いは、各都道府県・政令指定都市によって異なります。転居の際はご注意ください。

<<指定医療機関かどうかの確認方法>>

- ① 各医療機関へ問い合わせる。
- ② ホームページで確認する。
 - ・各医療機関が所在する都道府県または政令指定都市のホームページ
 - ・(指定難病の場合) 難病情報センターのホームページ
- ③ 各保健福祉（環境）事務所・保健所へ問い合わせる。